										休丸の
支出元府省	事業名	補助金交付先名及び法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等 に係る支出負担行 為ないし意思決定	公益法人 の区分	国認定、都道府県認	点検結果 (見直す場合はその内容)	δημ Δ± ± . · ·
						の日	0) <u>E</u>)	定の区分		継続支出 の有無
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金(4月分 第1~7 回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	26,187,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年6月4日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金(東日本大震災 4月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	1,154,600,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年6月4日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金(5月分 第8回 ~15回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	19,500,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年7月27日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金(東日本大震災 5月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	1,118,900,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年7月29日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再健 支援金補助金 (6月分 第16 回~22回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	19,375,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年8月21日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金(東日本大震災 6月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	1,164,100,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年8月21日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (7月分 第23 ~30回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	21,875,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年11月6日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (8月分 第31 ~36回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	28,375,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年11月6日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (東日本大震災 7月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	1,086,700,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年11月6日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に着しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (東日本大震災 8月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	1,124,400,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年11月6日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (9月分 第37 ~42回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	22,125,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年11月9日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (東日本大震災 9月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	725,800,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年11月10日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度被災者生活再建 支援金補助金 (10月分 第4 3~51回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	33,687,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年11月27日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (東日本大震災 10月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	922,300,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成27年11月30日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (11月分 第5 2~56回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	18,437,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年1月4日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (11月分 第5 7回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	365,562,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年1月4日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (東日本大震災 11月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	885,300,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年1月4日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有

支出元府省	事業名	補助金交付先名及び法人番号	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等 に係る支出負担行	公益法人	国認定、都道府県認	点検結果 (見直す場合はその内容)	
又山儿所有	争未有	補助並又刊元石及び広へ皆ち	文刊次定領	文山儿云前区方	文山儿(日)石柳	為ないし意思決定 の日	の区分	定の区分		継続支出 の有無
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金(12月分 第5 8~59回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	19,812,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年2月8日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (東日本大震災 12月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	812,000,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年2月8日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	H27年度 被災者生活再建支援金補助金(1月分 第61~64回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	19,187,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年2月26日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	H27年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 2) 1月分	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	200,000,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年2月26日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	H27年度 被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災 1) 1月分	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	605,900,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年2月26日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (東日本大震災 2月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	928,600,000	東日本大震災復 興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年3月28日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (12月分 第6 0回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	282,500,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年3月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金(3月分第76回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	58,687,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年3月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (2月分 第70 回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	131,812,500	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年3月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	平成27年度 被災者生活再建 支援金補助金 (1月分 第65 回)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	219,375,000	一般会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年3月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有
内閣府	3月分)	公益財団法人都道府県会館 法人番号2010005003854	787,200,000	興特別会計	被災者生活再建支援金補助金	平成28年3月31日	公財	国認定	被災者生活再建支援法第6条に基づき指定された被災者生活再建支援法人が災害 によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の安定を目的として支給 する支援金であり必要不可欠である。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。